

令和 7 年度
長崎市自動販売機設置事業者
公募要項

令和 7 年 4 月
長崎市財務部資産経営課

公募の概要

長崎市では、市の公共施設に「飲料（清涼飲料水等）の自動販売機」（以下「自動販売機」という。）を設置するにあたり、行政財産の貸付けの設置事業者について、貸付料を競う、郵便による一般競争入札により公募します。

公募に参加される方は、この公募要項をよく読み、各記載事項を承知のうえ、お申込みください。

I 貸付物件等

1 貸付期間

令和7年8月1日（金）から令和10年7月31日（月）

午後6時30分まで（3年間）。

※ただし、次の物件については期間が異なります。

- ・ 物件番号21 令和7年11月1日（土）から令和8年4月30日（木）
午後6時30分まで（6ヶ月）。
- ・ 物件番号24 令和7年8月1日（金）から令和8年7月31日（金）
午後6時30分まで（1年間）。

（1）自動販売機の搬入・設置については、市と協議していただきます。

（2）貸付期間満了時は、改めて入札等により設置事業者を選定することとなりますので、契約の更新はありません。よって、次回入札で設置事業者を選定されなかった場合は、満了日時までに速やかに原状に回復し、撤収していただきます。

2 貸付物件

貸付物件一覧（別紙1）及び物件個別明細書（別紙2）のとおり

現地説明会は実施しませんので、事前に入札物件を各自で確認いただき、現況を熟知したうえで、参加してください。

3 貸付料

（1）貸付料は、落札金額に消費税及び地方消費税を加えた金額とします。

（2）貸付料は、市が指定する期日までに当該年度分を一括納入していただきます。

（3）市は、経済事情の著しい変動、その他やむを得ない理由が生じたときは、貸付料の改定をすることができるものとします。

Ⅱ 入札参加要件等

1 入札参加要件等

(1) 入札対象数

入札対象数は貸付物件一覧（別紙1）のとおり32件（36台）です。入札参加件数の制限は行いませんので、入札参加要件等に合致していれば何件でも入札に参加できます。

(2) 資格制限

次の要件をすべて満たす者に限り参加することができます。

ア 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者（建設工事に係る有資格業者にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。）を除く。）でないこと。

ウ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

エ 同一入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

オ 対象契約ごとの業務の履行能力がある者であること。

カ 市町村税、消費税及び地方消費税に関し、未納がないこと。

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は免除します。

イ 契約保証金は、1年当たりの契約金額の100分の10以上の額を契約するまでに納めていただきます。ただし、国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したもののうち、本入札の公告を行った日から過去2箇年の間に履行期限を迎えたもののうち、全てを誠実に履行したことがわかる書面（履行証明書、履行完了確認書など）の提出があった場合は、免除します。

Ⅲ 設置条件等

1 設置条件等

(1) 契約の締結

設置事業者は、落札決定通知日から 14 日以内に本市と貸付契約を締結するものとします。

(2) 貸付料以外の設置事業者の費用負担

ア 光熱水費

電気料については、設置事業者の負担とし、毎月の電気料は、市が発行する納入通知書により、納期限までに全額納付してください。

各設置事業者は、市の指示により電気料を計量する子メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置していただきます。ただし、単独引き込みにより受電を行うものについては、対象外とします。

水道料等電気料以外に費用が発生する場合は、実費を徴収します。

イ 設置費等

自動販売機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置事業者の負担となります。

(3) 設置する自動販売機

ア 本体規格については、原則として各物件個別明細書（別紙 2）に記載した面積に納まるものとしてください。

イ 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行ってください。その際、施設を管理する所属と協議のうえ、できる限り建物の躯体に負担のかからない方法で設置してください。

ウ 屋外設置の物件については、日本自動販売システム機械工業会が作成した「自販機堅牢化技術基準」を遵守し、犯罪防止に努めてください。

エ 環境対策として、省エネルギー機能（ヒートポンプ、ゾーンクーリング／ゾーンヒーティング、照明の自動点滅・減光、学習省エネ、真空断熱材使用、エコ・ベンター（ピークカット）など）を有し、かつ、冷媒にノンフロンを使用している機種とします。

(4) 維持管理等

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、設置事業者の責任において行ってください。

イ 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを、原則とし

て自動販売機横に設置し、適切に回収・リサイクルしてください。

ウ 賞味期限に注意する等、販売する飲料の衛生管理を徹底してください。

エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応していただきます。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。

オ 電力供給での計画停電が発生した場合には、ご協力ください。

(5) 禁止事項

ア 貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。

イ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。

ウ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

エ 酒類の販売を行うことはできません。

(6) 売上報告書の提出

設置事業者は、本件貸付に係る売上状況（月ごとの売上本数及び売上金額）を、毎年度とりまとめ、当該年度の最終月の翌月 15 日までに本要項 22 ページ掲載の長崎市自動販売機売上報告書（第 8 号様式）により長崎市資産経営課に提出してください。

(7) 貸付の取り消し及び変更

市が貸付物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は設置事業者が貸付の条件に違反する行為があると認めるときは、貸付契約の全部又は一部を解除又は変更することがあります。

(8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了又は貸付契約が解除されたときは、速やかに原状に回復していただきます。なお、設置事業者は、原状回復にかかった費用及び補償を本市に請求することはできません。

IV 入札参加

1 入札参加申請

(1) 入札参加申請書等の配布期間及び配布場所（入札公告期間）

配布期間（入札公告期間）	配布場所
令和7年4月14日（月）から 令和7年5月9日（金）まで	【窓口配布場所】 長崎市財務部資産経営課 （市役所10階）TEL：095-829-1127 ※公募要項は、市のホームページからダウンロードできます。 ※窓口時間：午前8時45分から正午まで 及び午後1時から午後5時30分まで （土・日・祝祭日を除く。）

(2) 入札参加の申請期間及び申請方法

申請期間	申請方法（郵送又は持参）
令和7年4月14日（月）から 令和7年5月9日（金）まで ※提出書類は、本要項7ページをご覧ください。 ※入札参加資格の有無については、令和7年5月28日（水）までに、提出された「返信用封筒（110円切手を貼付した定形封筒長形3号）」にて「制限付一般競争入札参加資格確認通知書」を送付いたします。 また、参加が決定した事業者には、該当する「入札書（第5号様式及び第6号様式）」及び「封筒用貼付用紙」を送付いたします。	ア 郵送の場合 「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、「特定記録郵便」のいずれかの方法により、令和7年5月9日（金）必着で、次の宛先へ郵送してください。 宛先 〒850-8685 長崎市魚の町4-1 長崎市役所 資産経営課 宛 イ 持参の場合 長崎市財務部資産経営課（長崎市役所10階）※受付時間は上記窓口時間と同じ

(3) 入札参加資格の決定及び通知方法

通知期限	通知方法
令和7年5月28日（水）まで	入札参加の可否については、「制限付一般競争入札参加資格確認通知書」でお知らせします。

(4) 質疑応答

質問受付期間	回答方法
令和7年4月14日（月）から 令和7年4月25日（金）午後5時30分まで ※質問は、本要項13ページに掲載の「質問書（第1号様式）」を使用して、E-mail またはFAX で問い合わせください。 ○E-mail:shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp ○FAX : 095-829-1248	令和7年5月7日（水）までに E-mail またはFAX で質問者へ回答したうえで、回答書を市のホームページ及び資産経営課において閲覧に供します。

(5) 入札書提出

提出期間	提出方法
入札参加資格決定の通知日から 令和7年6月18日（水）（必着）まで	今回の入札は、郵便入札で実施します。 本市から送付した「入札書（第5号様式及び第6号様式）」及び「封筒用貼付用紙」を必ず使用して、「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、「特定記録郵便」いずれかの方法により、次の宛先へ郵送ください。これら以外の方法によるものは受け付けません。 「入札書（第5号様式及び第6号様式）」及び「封筒用貼付用紙」が不足する場合は、コピーでご対応ください。 宛先 〒850-8799 日本郵便㈱長崎中央郵便局留 入札書在中 長崎市役所 資産経営課」宛 ※郵便局窓口から郵送してください。 (ポストには投函できません。)

2 提出書類

(1) 入札参加申請時の提出書類等

N0.	提出書類
①	入札参加申請書（第2号様式）
②	誓約書（第3号様式）
③	役員名簿（第4号様式）
④	登記事項証明書「法務局発行の履歴事項全部証明書」
⑤	印鑑証明書
⑥	納税証明書 （納税証明書その3の3（「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと）を提出） ※納税地を所轄する税務署が発行したものを提出してください。
⑦	完納証明書（市町村税） ※長崎市に事業所を有しない場合も、長崎市の完納証明書を提出してください。
⑧	公告を行った日から過去2箇年の間に自動販売機の設置及び運営の実績を有していることがわかるもの（賃貸借契約書又は使用許可書の写し） （官公署のものであれば、契約保証金は免除します。）
⑨	110円切手を貼付した「定形封筒長形3号（120mm×235mm）A4の用紙が3つ折りに入る大きさ」の返信用封筒

※④～⑦は、申請月の前月から遡って3箇月以内のもので、写しでも可

※④、⑤は、本社のもの

(2) 入札時提出書類

N0.	提出書類
⑩	入札書（第5号様式）（物件番号2,3以外用） 入札書（第6号様式）（物件番号2,3用）

(3) 落札後提出書類

N0.	提出書類
⑪	設置予定の自動販売機カタログ（機能等が分かるもの）
⑫	販売を予定する商品一覧（書式は任意、A4で作成）

(4) 貸付期間中提出書類

N0.	提出書類
⑬	長崎市自動販売機売上報告書（第8号様式）

留意事項

- 1 ①から⑨までのうち該当する書類等（複数物件であっても1部）を、令和7年4月14日（月）から令和7年5月9日（金）までに、「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、「特定記録郵便」のいずれかの方法又は資産経営課の窓口持参により提出してください。
- 2 本件は郵便入札です。入札参加申請書、入札書等、提出いただく書類はすべて代表者名で作成してください。なお、代表者以外が入札に立ち会う場合は、委任状が必要です。（委任状の様式は、入札参加決定通知に同封します。）
- 3 提出された①から⑨までの書類を審査して、入札参加資格の有無を決定し、「制限付一般競争入札参加資格確認通知書」を送付します。参加が決定した事業者には、「入札書（第5号様式及び第6号様式）」及び「封筒用貼付用紙」を送付いたします。
- 4 提出書類に不備がある場合又は資格要件がない事業者は、入札には参加できませんので十分確認のうえ提出してください。また、提出された書類は、お返ししませんので、あらかじめご了承ください。
- 5 入札書の提出は、本市から送付する「入札書（第5号様式及び第6号様式）」及び「封筒用貼付用紙」を必ず使用してください。また、入札書の記載については、公募要項19ページから20ページの記載例に基づき記載してください。「入札書（第5号様式及び第6号様式）」及び「封筒用貼付用紙」に記載漏れがあった場合又は本市から送付されたもの以外を使用した場合は、失格といたします。なお、入札書提出後には、入札書の書換え、引き換え又は撤回をすることはできません。
- 6 落札が決定した事業者は、⑪及び⑫の提出書類を速やかに提出いただきます。
- 7 入札執行回数は、1回とします。
- 8 契約を締結した事業者は、⑬により売上の報告を行ってください。

3 設置事業者の決定方法

設置事業者の決定の手順については、次のとおりです。

(1) 入札書の開札日時及び会場

- ア 開札日時 令和7年6月23日（月）午後2時00分から
- イ 会場 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所9階中会議室

(2) 開札方法

ア 開 札

入札書の開札日時及び会場において「入札書」を開札します。なお、開札に当たっては、立会人のもとで開札を行います。

イ 立会人

入札参加者の中から立会人を2者をお願いいたします。なお、当該立会人が急きょ立会ができなくなった場合は、設置事業者の決定事務に関係のない市職員が立ち会うこととします。

※立会人については、入札参加申請件数が多い者から順次2者をお願いします。

ウ 落 札

物件毎に市が設定する予定価格以上の額で、かつ最高の金額で入札した者を設置事業者とします。なお、予定価格は公表いたしません。

エ くじによる決定方法（自動決定方式）

落札者となるべき同価の入札が2者以上ある場合は、次の方法により落札者を決定します。

(ア) くじ番号

入札参加者は、あらかじめ3桁以内の任意の番号（くじ番号）を、入札書の右下余白「くじ番号」欄に記載してください。くじ番号の記載がない場合は「999」を割り当てます。

(イ) 落札者の決定

- a 同価の入札者の「くじ番号」の合計を同価の入札者の人数で除し、余りに「1」を加えます。
- b 同価の入札者の名前の50音順の昇順での順番が、上記で得られた数字と同じ者が、落札者となります。

(ウ) くじの回数

くじの回数は1回とします。

(3) 入札結果の通知

入札結果については、落札者に対し速やかに文書をもって通知するとともに、入札結果を市のホームページに掲載します。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 申請書又は添付書類において虚偽の記載があった者のした入札
- イ 入札参加資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札参加要件等に違反した入札
- ウ 入札金額を訂正した入札
- エ 入札金額が確認できない入札
- オ 長崎市契約規則第 12 条の規定に該当する入札
- カ 本市所定の入札書を使用しない入札
- キ 封筒用貼付用紙を封筒に貼り付けずに郵送された入札書による入札
- ク 本市が指定する郵送方法によらないで郵送された入札書による入札

本件は、委任を受けた者の入札書は失格となります。

必ず代表者による入札書で入札してください。

（契約書も代表者で作成していただきます。）

～公募から契約等までの流れ～

入札参加要件等の確認

貸付物件、入札参加要件を公募要項で確認ください。

質疑応答

質問期間は、令和7年4月14日（月）から同年4月25日（金）午後5時30分までとし、令和7年5月7日（水）までにE-mail又はFAXで質問者へ回答したうえで、回答書を市ホームページ及び資産経営課において閲覧に供します。

質問は、E-mail：

「shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp」

又はFAX：095-829-1248までお願いします。

入札参加の申請

令和7年5月9日（金）までに、7ページの必要書類①～⑨を「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、「特定記録郵便」いずれかの方法又は資産経営課の窓口への持参により提出をお願いします。

入札参加資格の審査

提出書類をもとに入札参加資格の有無を審査し、令和7年5月28日（水）までに参加資格の有無を通知します。

入札書の提出

本市から郵送する「入札書（第5号様式及び第6号様式）」及び「封筒用貼付用紙」を使用して、貸付物件毎に「入札書」を封筒に入れ、令和7年6月18日（水）（必着）までに「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、「特定記録郵便」のいずれかの方法により郵便局窓口から郵送してください。

入札書の開札

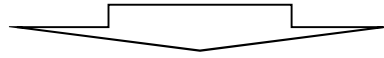
開札日時は、令和7年6月23日（月）午後2時00分から、順次行います。入札書の金額が、市が設定した予定価格以上で、一番高い金額を提示した事業者を落札者に決定します。

落札の決定

落札が決定したら落札者に対して通知します。

設置の協議

設置することが決まった事業者は、設置する自動販売機等について市の担当者と協議していただきます。また、7 ページの提出書類⑪、⑫を提出していただきます。



契約・貸付料の支払い

設置事業者は、落札決定通知日から 1 4 日以内に本市と行政財産賃貸借契約書を取り交わし、令和 7 年 8 月 1 日以降に自動販売機を設置していただきます。

契約開始日前までに、当該年度分の貸付料をお支払いいただきます。



売上報告書の提出

設置事業者には、毎月の売上状況をとりとめ、次の期限までに 7 ページの⑬により資産経営課に報告していただきます。

令和 7 年度・・・令和 7 年 8 月分～令和 8 年 3 月分を令和 8 年 4 月 1 5 日までに報告

令和 8 年度・・・令和 8 年 4 月分～令和 9 年 3 月分を令和 9 年 4 月 1 5 日までに報告

令和 9 年度・・・令和 9 年 4 月分～令和 1 0 年 3 月分を令和 1 0 年 4 月 1 5 日までに報告

令和 1 0 年度・・・令和 1 0 年 4 月分～令和 1 0 年 7 月分を令和 1 0 年 8 月 1 5 日までに報告

※物件 2, 3 については 1 台ずつ報告してください。

物件 21 については令和 8 年度は令和 8 年 5 月 1 5 日までに報告してください。

物件 24 については令和 8 年度は令和 8 年 8 月 1 5 日までに報告してください。

質 問 書

年 月 日

【質問内容】

住 所

氏名または名称

代表者職氏名

印鑑は不要

<事務担当者>

所属部署

氏 名

電 話

メールアドレス

FAX

入札参加申請書

受付番号	
------	--

年 月 日

長崎市長あて

「令和7年度長崎市自動販売機設置事業者公募要項」の各条項を承知の上、入札参加申請いたします。

<申請者>

住所または所在地

商号または名称

代表者職氏名

印

印鑑登録している印

<事務担当者>

所属部署

氏 名

電 話

FAX

メールアドレス

入札参加の貸付物件数	件
------------	---

※ 入札参加する貸付物件の件数を記入してください。また、入札参加を申請する貸付物件について、(別紙)貸付物件(希望)一覧の希望欄に○印をしてください。

なお、貸付物件(希望)一覧に○をつけた箇所以外の入札書は受付できませんので
ご注意ください。

同封する他の書類をご確認(チェック)ください。

- ①誓約書 ☐ ②役員名簿 ☐ ③登記事項証明書 ☐
④印鑑証明書 ☐ ⑤納税証明書(消費税及び地方消費税) ☐
⑥完納証明書(市町村税) ☐ ⑦自動販売機設置の実績に関する書類 ☐
⑧返信用の封筒(110円切手貼付) ☐

(別紙)

貸付物件（希望）一覧

希望欄	物件番号	部局名	担当課	自販機設置施設名	同左内設置場所	台数	貸付年数	土地建物区分
	1	北総合事務所	地域福祉課	池島中央会館	正面入口外	1台	3年	土地
	2	水産農林部	水産農林政策課	①森林体験館	1階受付前	1台	3年	建物
		水産農林部	水産農林政策課	②運動広場	運動広場トイレ横	1台	3年	土地
		土木部	土木総務課	③唐八景公園	駐車場	1台	3年	土地
	3	南総合事務所	地域福祉課	①三和地域センター	地下2階玄関ホール	1台	3年	建物
		南総合事務所	地域福祉課	②三和地域センター	1階玄関横	1台	3年	土地
		土木部	土木総務課	③岳路運動公園	駐車場	1台	3年	土地
	4	土木部	土木総務課	平和公園	平和会館①	1台	3年	建物
	5	土木部	土木総務課	平和公園	平和会館②	1台	3年	建物
	6	土木部	土木総務課	平和公園	平和会館③	1台	3年	建物
	7	土木部	土木総務課	平和公園	平和会館④	1台	3年	建物
	8	土木部	土木総務課	平和公園	平和会館⑤	1台	3年	建物
	9	土木部	土木総務課	平和公園	平和会館⑥	1台	3年	建物
	10	土木部	土木総務課	平和公園	平和会館⑦	1台	3年	建物
	11	土木部	土木総務課	元宮公園	テニスコート倉庫前	1台	3年	土地
	12	土木部	土木総務課	元宮公園	駐車場側	1台	3年	土地
	13	土木部	土木総務課	川原大池公園	園内	1台	3年	土地
	14	土木部	土木総務課	権現山展望公園	トイレ横	1台	3年	土地

希望欄	物件番号	部局名	担当課	自販機設置施設名	同左内設置場所	台数	貸付年数	土地建物区分
	15	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	野球場②	1台	3年	土地
	16	土木部	土木総務課	香焼総合公園	管理事務所前①	1台	3年	土地
	17	市民健康部	野母崎診療所	野母崎診療所	自動販売機設置コーナー	1台	3年	建物
	18	教育総務部	生涯学習施設課	日吉自然の家	本館 1 階ロビー	1台	3年	建物
	19	教育総務部	香焼公民館	香焼公民館	玄関出入口前	1台	3年	土地
	20	環境部	環境整備課	中央環境センター	1 階	1台	3年	建物
	21	環境部	環境整備課	東工場（2階）	管理棟 2 階	1台	6ヵ月	建物
	22	こども部	こども政策課	長崎市あぐりの丘 （全天候型子ども遊戯施設）	全天候型子ども遊戯施設①	1台	3年	建物
	23	こども部	こども政策課	長崎市あぐりの丘 （全天候型子ども遊戯施設）	全天候型子ども遊戯施設②	1台	3年	建物
	24	こども部	こども政策課	長崎市あぐりの丘	休憩所内（村のエリア）	1台	1年	建物
	25	総務部	庁舎管理課	長崎市庁舎	1階	1台	3年	建物
	26	総務部	庁舎管理課	長崎市庁舎	2階	1台	3年	建物
	27	総務部	庁舎管理課	長崎市庁舎	9階	1台	3年	建物
	28	総務部	庁舎管理課	長崎市庁舎	13階	1台	3年	建物
	29	総務部	庁舎管理課	長崎市庁舎	17階	1台	3年	建物
	30	総務部	庁舎管理課	長崎市庁舎	19階	1台	3年	建物
	31	南総合事務所	地域福祉課	高島浴場	自動販売機コーナー	1台	3年	建物
	32	市民生活部	文化振興課	ベネックス長崎ブリックホール	2階市民ひろば （旧地球市民ひろば）	1台	3年	建物

年 月 日

誓 約 書

長崎市長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 _____ 印

印鑑登録している印

私は、長崎市の自動販売機の設置事業者の公募にあたり、次の事項を誓約します。
これらが事実と相違することが判明した場合には、市が行う一切の措置について異議を申し立てません。

- 1 公告を行った日から過去2箇年の間に自動販売機の設置及び運営の実績を有している者であること。
- 2 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- 3 入札及び貸付契約締結時に不正を行った場合、いかなる処分を受けても異議、苦情を申し立てないこと。

第4号様式

役員名簿

事業者名 _____

担当者 _____

連絡先 _____

年 月 日現在の役員

役 職	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住所

- 1 本様式の内容を長崎県警察本部等に照会することについて異議ありません。
- 2 照会で確認された情報は、今後、長崎市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

年 月 日

所在地 _____

名称及び代表者名 _____ 印

印鑑登録している印

※この名簿には、法人登記簿謄本の「役員等に関する事項」に記載されている役員（事業共同体の場合は理事）を記入して下さい。監査役については除きます。

入札書様式は記入例のみを掲載します。入札書は、入札参加決定がされた事業所に後日、送付いたします（複数物件ある場合は未記載の入札書をコピー後使用してください）。記載漏れがある入札書は、無効となります。

第5号様式（物件番号 2,3 以外 用）

物件番号 2,3 以外 の時に使用

入 札 書

令和 年 月 日

長崎市長 あて

件 名 令和7年度長崎市自動販売機設置事業者公募

貸付物件 物件番号

落札後、税率 10%で貸付額を計算します。

上記で貸付する物件の貸付期間の貸付料の総額を記入してください。

（消費税及び地方消費税を含まない金額）

金 額 (総額)	十億	百万	千	円

令和7年度長崎市自動販売機設置事業者公募要項の内容を承知の上、貸付料を入札します。

上記公募物件を、貸付料360万円(3年間の貸付料)で借りる場合で、実際に支払う貸付料の合計は、消費税相当額を加え396万円となります。

住 所 長崎市〇〇町1-2-3

商号または名称 △自動販売機株式会社

代表者職氏名 代表取締役 長崎 太郎 印

印鑑登録している印

本店の代表者名で、印鑑登録してある印にて作成してください。
委任を受けた者の入札書は失格とします。

くじ番号 0 0 5

くじ番号は任意の番号を記入ください。
記載なしの場合は999を割り当てます。

入札書様式は記入例のみを掲載します。入札書は、入札参加決定がされた事業所に後日、送付いたします（複数物件ある場合は未記載の入札書をコピー後使用してください）。記載漏れがある入札書は、無効となります。

入札書は、貸付物件ごとに作成し、1物件ずつ封筒に封入してください。

第6号様式（物件番号 2,3 用）

入 札 書

物件番号 2,3 の時に使用

令和 年 月 日

長崎市長 あて

件 名 令和7年度長崎市自動販売機設置事業者公募

貸付物件 物件番号

上記で貸付する物件の貸付期間の貸付料の総額を記入してください。

内訳は、1物件に複数台ある場合に、1台ごとの金額を順番に記入してください。

（消費税及び地方消費税を含まない金額）

金 額 (総額)	十億	百万	千	円
	¥	3	6	0
			0	0
			0	0

（内訳）

物件の1番目	¥1,300,000	円
物件の2番目	¥1,300,000	円
物件の3番目	¥1,000,000	円

令和7年度長崎市自動販売機設置事業者公募要項の内容を承知の上、貸付料を入札します。

上記公募物件を、貸付料360万円(3年間の貸付料)で借りる場合で、実際に支払う貸付料の合計は、消費税相当額を加え 396 万円となります。

住 所 長崎市〇〇町1-2-3

商号または名称 △自動販売機株式会社

代表者職氏名 代表取締役 長崎 太郎 印

印鑑登録している印

本店の代表者名で、印鑑登録してある印にて作成してください。
委任を受けた者の入札書は失格とします。

くじ番号 0 0 5

くじ番号は任意の番号を記入ください。
記載なしの場合は999を割り当てます。

入 札 辞 退 届

年 月 日

長崎市長 あて

住 所

商号または名称

代表者職氏名 _____ 印

印鑑登録している印

件 名 令和7年度長崎市自動販売機設置事業者公募

辞退物件 下記について、都合により入札参加申請を辞退します。

辞退物件 物件番号

注意 この届出は、入札執行前までに、必ず資産経営課に郵送又は持参してください。

第8号様式

年 月 日

(宛先) 長崎市資産経営課長あて

住 所
氏名又は名称

長崎市自動販売機売上報告書

長崎市における飲料の売り上げ状況について、下記のとおり報告します。

記

物件名 令和○年度 物件番号○

所在地及び設置場所 長崎市魚の町○番○号 市役所○階

(記載例)

販売期間	売上本数	売上金額 (円)
令和○年○月分	1,000本	100,000円
合計	本	円

※物件名には、募集年度と物件番号を記載すること。

※毎年度ごとに作成し、最終月の翌月15日までに提出すること。

(長崎市資産経営課：〒850-8685 長崎市魚の町4-1 FAX：095-829-1248)

※記載内容を満たしていれば、任意の様式での報告も可とする。